

論点整理(案)

(端末購入プログラム)

令和6年5月20日
事務局

目次

論点整理（案）

（1）中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

- ・ ネットワーク利用制限
- ・ 端末の下取りサービス
- ・ 不良在庫端末特例
- ・ ミリ波対応端末

（2）競争を一層促進させるための実効性の高い対策

- ・ 指定対象事業者の見直し

（3）その他モバイル市場の競争促進に資する対策

- ・ 通信モジュール
- ・ 端末購入プログラム

【現状と課題】

- 指定事業者は、端末購入プログラム（将来時点において端末の買取りを行うこと等のプログラム）を提供する場合、将来時点において予見される合理的な買取等予想価格（以下「予想価格」という。）を事前に算出する必要があるところ、当該予想価格を超える買取価格を約する場合は、その差分が利益提供の額となるが、予想価格以下の買取価格を約する場合は、利益提供を行ったこととなる。
- 端末購入プログラム加入者への販売台数の割合（MNO 3者）は、改正事業法施行後、概ね40%台で推移してたが、直近1年は50%を超えており、上昇傾向にある。いわゆる「白ロム割」が2023年12月27日に規制対象となったことを踏まえれば、端末購入プログラム加入者の割合は引き続き上昇することが想定される。
- このため、端末購入プログラムの予想価格が適切に算出されることが重要となるが、この予想価格の算出方法については、ガイドラインでは、「先行同型機種の買取等価格の推移、中古端末市場における一般的な買取等価格の推移等が考えられる」としているのみで、具体的な算出方法は示しておらず、指定事業者の裁量が大きいものとなっている。
- 実際、白ロム割が規制された令和5年12月省令改正後、キャリアは予想価格を活用した買取を開始し※、予想価格を算出し公表しているが、算出方法が異なっていたため、同一機種であってもキャリアによって予想価格が大きく異なっていた。

※ 従前はいわゆる白ロム割という規制を潜脱した端末割引が可能であったため、上記手続を行うことなく、白ロム割として規制対象外の利益提供をキャリア各社は行っていたが、令和5年12月省令改正により、白ロム割が規制対象となつたため、キャリア各社は端末購入プログラムを提供する場合は予想価格を算出する手続が必要となった。

- 特に一部事業者の予想価格が他キャリアより高いものとなっており、予想価格が高いがゆえに、一月1円支払い・合計24円支払い等の端末購入プログラムも行われていた。このため、他キャリアも予想価格が高い事業者に追随する形で、予想価格の算出方法の変更を行い、当初より高い予想価格を算出している。
- なお、予想価格の算出根拠については、事後提出となっているため、当該算出方法が適切であるかどうかを事前に確認することはできない運用となっている。

構成員の主な御意見

- 通信料金と端末代金の分離の実現に向けて、この件は真面目に議論していく必要があり、事業法第27条の3の趣旨に合わない状況が起こっている、あるいは抜け道を探す企業がいると理解している。やってみる必要があると思っており、賛同する。【第55回 佐藤構成員】
- 端末購入プログラムの価格の予想方法について、この内容に賛同する。中古端末のどのグレードを参照するのかが重要であるが、RMJでは中古端末のグレードについてのガイドラインをしっかり作っており、RMJ加盟の中古端末流通事業者は、S、A、B、C、Jというグレードを必ず表記しているので、そういうデータを参考することは合理的なのではないかと考えている。【第55回 北構成員】
- 論点整理（案）に賛同する。やはり中古端末事業者の買取価格を使わずに個人間取引、しかもレアケースみたいなどろに着目をして算出している事業者がいるならば、中古端末事業者の買取価格を参考にすべき。また、買取等予想価格についての利用者への情報提供が今の段階ではものすごく十分ではないと認識しており、例えば車の中古の価格が出ているというのと一緒に、中古端末事業者が価格を公表することが可能であれば、状況は変わってくる。いずれにしてもRMJなどが、買取価格情報について提供していただくようことを希望する。【第55回 関口構成員】
- 今回の整理案は賛成する。こういう基準でこの価格なんだということが明確に示せるようにしないと、ユーザーは理解が難しくなるため、そういうものを明確化する議論を今後できれば良いと思う。【第55回 長田構成員】

【これまでの主な意見】

構成員の主な御意見

赤枠構成員限り

事業者等の主な御意見①

赤枠構成員限り

事業者等の主な御意見②

- 現在、MNO各社の買取等予想価格については、各社独自の調査等より価格が設定されていると想定するところ、恣意的な価格設定を排除する観点から、例えば、一般社団法人リユースモバイル・ジャパンの協力を得て、1年前に発売された先行同型機種の中古端末市場の買取価格を参照し（iPhone15 128GBの場合、iPhone14 128GBを参照）、販売価格からの値下がり率を踏まえて、1年後の買取等予想価格を設定するなど各社共通の基準を設けてはどうか。【第52回追加質問への回答 MVNO委員会】
- 先般の電気通信事業法施行規則の改正により、割引上限額が原則4万円へ見直されたものの、「競争ルールの検証に関する報告書2023」に示された「通信料金と端末代金の完全分離という改正法の考え方を維持することが適当である。」との考え方へ変更はないものと認識している。この点、規律の見直しの直後から、一部のMNOにより、新たな端末購入プログラムと組み合わせた条件等で端末の安値販売、例えば月額1円を毎月払って1年後に買取りというようなものが開始されているので、端末代金の値引き等の誘引力に頼った競争が根絶されていない状況であることを踏まえると、現状においても通信料金収入を原資とした端末割引による顧客獲得競争が継続しており、料金・サービス本位での競争が不十分な状況ではないかと考える。【第53回 MVNO委員会】

【論点整理（案）】

- 端末購入プログラムの予想価格の算出方法について、算出方法が事業者間で異なるため、予想価格に差異が生じ、その結果、競争環境に影響を与えていたりする状況は、改正法が目指した料金・サービス本位の競争とは到底いえないことから、このような状況を是正するため、予想価格の算出方法はガイドラインで一定程度統一的に定めることが適当ではないか。
- また、現行のガイドラインで「先行同型機種の買取等価格の推移、中古端末市場における一般的な買取等価格の推移等が考えられる」とされているところ、指定事業者の端末購入プログラムの取引形態は、個人間取引ではなく、企業と個人間の取引であることに鑑みれば、買取等価格の推移は、個人間取引の買取価格ではなく、中古端末事業者の買取価格を参考とすることが適当ではないか。
- 中古端末事業者の買取価格を参考するに当たっても、広く中古端末事業者の買取価格を参考とすることが望ましいのではないか。

(ここまで第55回競争WG事務局資料)

- 具体的に、**予想価格の算出に当たっては、「①端末の販売価格 × ②残価率 × ③その他考慮事項」**で 算出可能であるところ。

① 端末の販売価格

- 一般的に、端末は経年とともに市場価値が変化し、端末販売価格も変化するものであることを踏まえ、端末の販売価格は、**端末の販売時点の販売価格**を使用することとしてはどうか。

② 残価率

【残価率の算出の基本的な方法】

- 販売時点からnヶ月後の残価率は、中古端末事業者の買取平均額を基に算出することとし、具体的には、「発売からnヶ月後の買取平均額÷販売当初の販売価格」で算出することとしてはどうか。

※例えば、販売当初の販売価格が18万円、発売開始から24ヶ月後の買取平均額が7.5万円の場合、24ヶ月後の残価率は、 $7.5\text{万} \div 18\text{万} = 41.7\%$

※なお、nヶ月後の残価率の算出に当たり、端末が販売開始前等のため当該端末の買取平均額の数値がない場合には、最新の先行同型機種の買取平均額を使用する。

- nヶ月後の買取平均額については、中古端末事業者の買取価格を参考するに当たって、広く中古端末事業者の買取価格を参考とすることが望ましいところ、この点、中古端末事業者団体であるRMJからは、主要な端末について、端末の買取平均額（当該端末買取総額（nヶ月後の一ヶ月間） ÷ 当該端末買取台数（nヶ月後の一ヶ月間））を月ごとに算出可能とのことであった。
- このため、nヶ月後の買取平均額について、RMJが公表している端末については、RMJが公表した買取平均額を使用することが適当ではないか。
- なお、各月の残価率の算出に当たって、特定の一月のみ上記数式で残価率を算出し当該残価率をもとに他の月の残価率を算出する場合、当該一月の影響が大きくなるおそれがある。他方、各月の残価率をそれぞれ算出し、単純に当該月の残価率を使用した場合、残価率が上下し利用者に対し混乱を与えるおそれがある。このため、1～48ヶ月ごとの残価率をそれぞれ算出し、当該残価率を基に、線形近似により、各月の残価率を算出することとしてはどうか。

端末購入プログラム

【買取平均額に用いる端末の状態】

- RMJは、端末の外装状態の評価に応じて、S（未使用品）、A（美品）、B（中程度品）、C（使用済品）、J（破損）※のランク付けを行っているところ、買取平均額の算出に当たっては、使用済かつ使用可能な中古端末を算出に用いることとし、具体的には、未使用品と破損品を除く全てのもので算出することとしてはどうか。
- ※ S：未使用品、A：目立つ傷がなく非常にきれいな状態、B：細かな傷・薄いかすり傷があり、使用感がある状態、C：目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態、J：目に見えてダメージがあり、激しい損傷または破損している状態

【グループごとの残価率】

- 予想価格を算出するに当たり、端末ごとの残価率設定の義務化や共通の残価率を用いる端末グループの統一化も考えられなくないが、利用者・販売員へのわかりやすさや各社の販売戦略等も踏まえ、現時点では義務化・統一化せず、残価率を端末ごとに設定するか、共通項が多い端末でグループ化した上で当該グループの共通の残価率を設定するかは、原則、各社の判断によるものとしてはどうか。
- ただし、あくまでも共通項が多い端末のグループ化であることを踏まえれば、ある端末のグループ選定に当たって、当該端末と共通項の多い端末グループがあるにも関わらず、当該グループより共通項が少ない他の端末グループに含めることは適当ではないのではないか。
- ※ 例えば、ある端末の同一メーカーの端末グループがあるにも関わらず、当該端末を異なる端末メーカーのグループに含めることや、同じOSの端末グループがあるにも関わらず、他のOSの端末のグループに含めること等。
- また、グループごとのnヶ月後の残価率を算出するに当たっては、参考する機種を恣意的に選択することで、残価率を意図的に高く設定することが可能となることを踏まえ、当該グループの特定の端末を用いて残価率を算出するのではなく、当該グループに含まれる端末全てを用いて、残価率を算出することが適当ではないか。
- この際、単に端末ごとの残価率の平均をとると、本来であれば市場に与える影響の小さい端末の残価率が過度に影響を与えてしまうため、nヶ月後の端末ごとの残価率に対し、nヶ月後の当該端末の買取台数で重み付けを行う加重平均で算出することとしてはどうか。

端末購入プログラム

- 具体的には、あるグループのnヶ月後の残価率（線形近似で算出前のもの）は、当該グループに含まれる端末を i (a, b, \dots, x)、 i の販売当初の販売価格を p_i 、nヶ月後の買取平均額を $m_{n,i}$ 、nヶ月後の買取台数を $q_{n,i}$ とすると、次の式で表すことができる。

$$\frac{\sum_{i=a}^x \left(\frac{m_{n,i}}{p_i} \times q_{n,i} \right)}{\sum_{i=a}^x q_{n,i}}$$

例：あるグループの端末a、b、cがあるとし、24ヶ月後の残価率を算出する場合、それぞれ例えば、

	販売当初の価格 (p_i)	24ヶ月後の買取平均額 ($m_{24,i}$)	24ヶ月後の買取台数 ($q_{24,i}$)
a	15 万円	6 万円	200台
b	18 万円	7.5 万円	400台
c	22.5 万円	11 万円	10台

の場合、24ヶ月後のa、b、cの残価率 $\frac{m_{24,i}}{p_i}$ は以下のとおりとなる。

- aの残価率 $\frac{m_{24,a}}{p_a}$ $6 \text{ 万円} \div 15 \text{ 万円} = 40.0\%$
- bの残価率 $\frac{m_{24,b}}{p_b}$ $7.5 \text{ 万円} \div 18 \text{ 万円} = 41.7\%$
- cの残価率 $\frac{m_{24,c}}{p_c}$ $11 \text{ 万円} \div 22.5 \text{ 万円} = 48.9\%$

これを各端末の買取台数で重み付けを行うと、グループの24ヶ月後の残価率は、

$$\frac{\sum_{i=a}^c \left(\frac{m_{24,i}}{p_i} \times q_{24,i} \right)}{\sum_{i=a}^c q_{24,i}} = \frac{40.0 \times 200 + 41.7 \times 400 + 48.9 \times 10}{200 + 400 + 10} = 41.2 \% \quad \text{※ 単純平均した場合の残価率は、43.5\%}$$

③ その他考慮事項

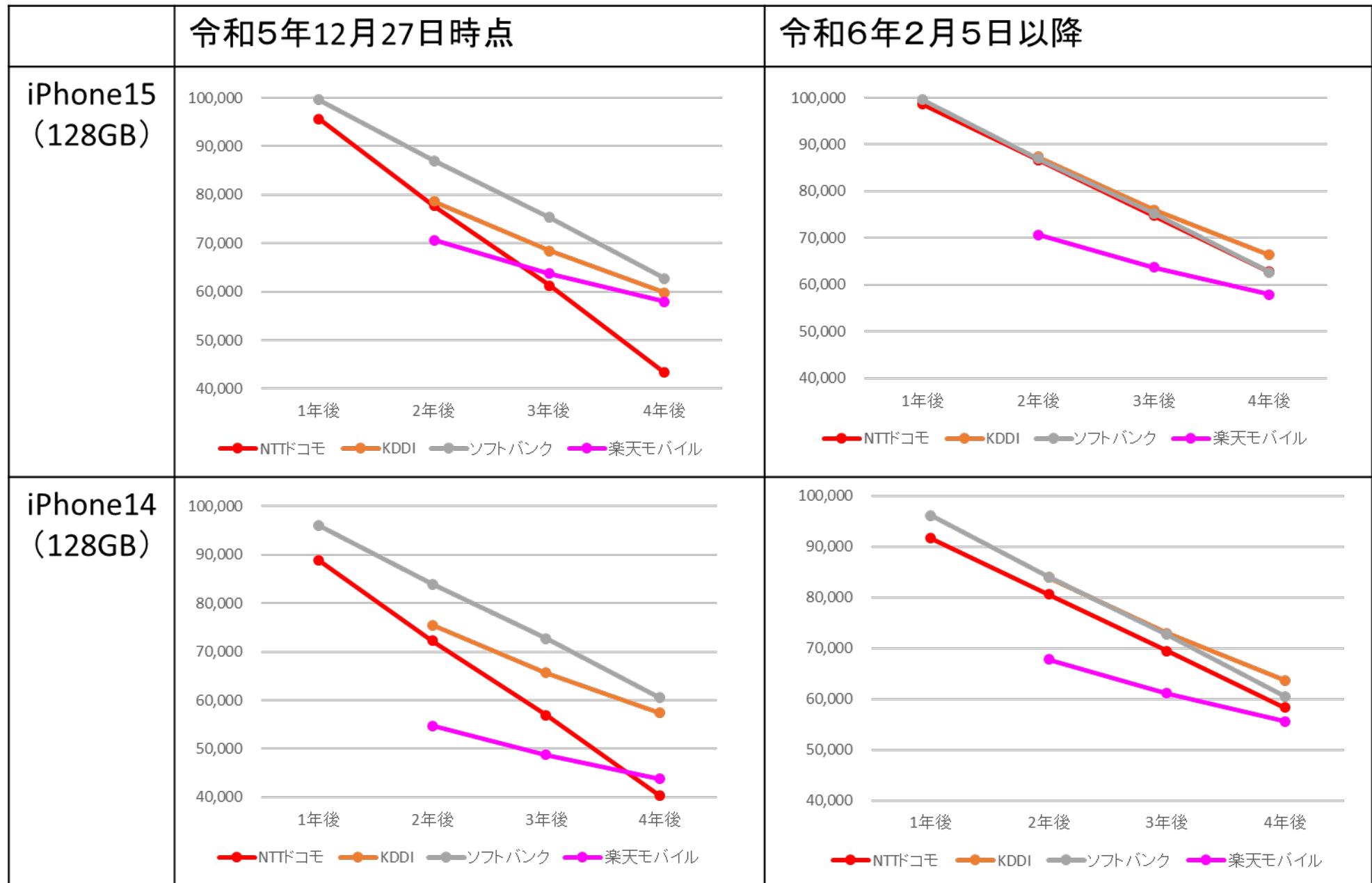
- 現時点では、その他考慮すべき事項は想定されないことから、原則「①端末の販売価格 × ②残価率」で算出することとしてはどうか。

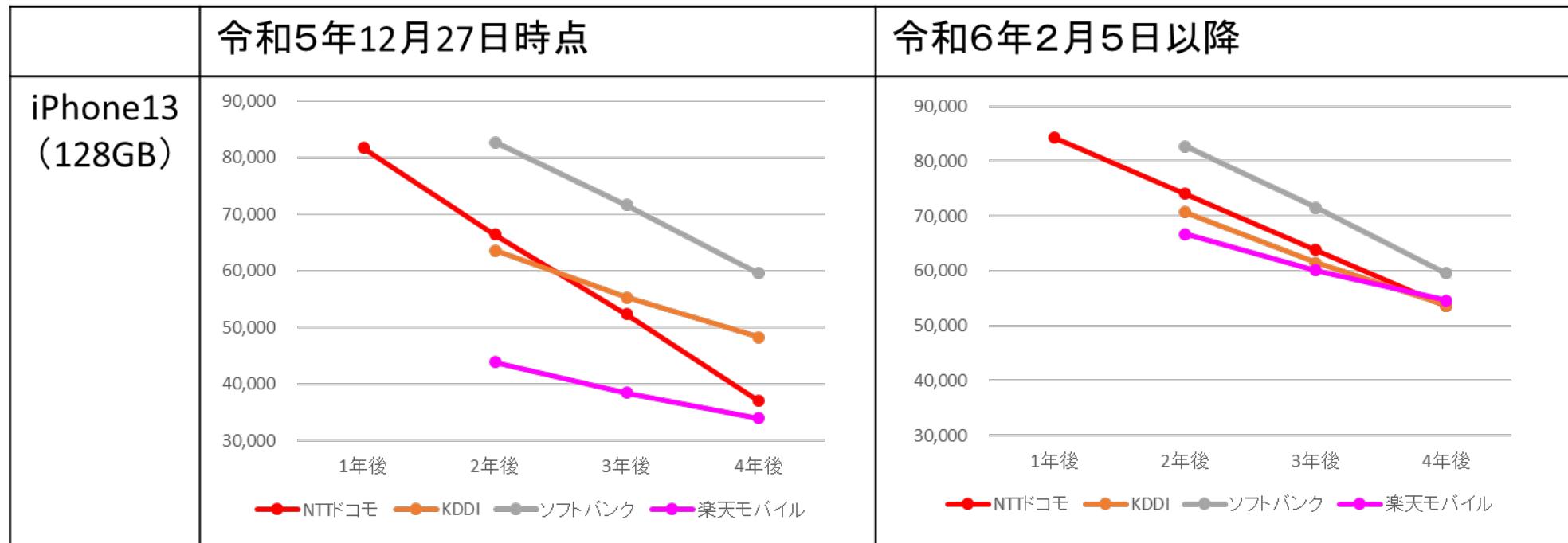
※ 物価上昇率については、物価上昇が極端に短期的に上下しない限り、原則、②のnヶ月後の買取平均額の算出の際に、物価上昇の影響は一定程度加味されているはずなので、特別③として考慮する必要はない。

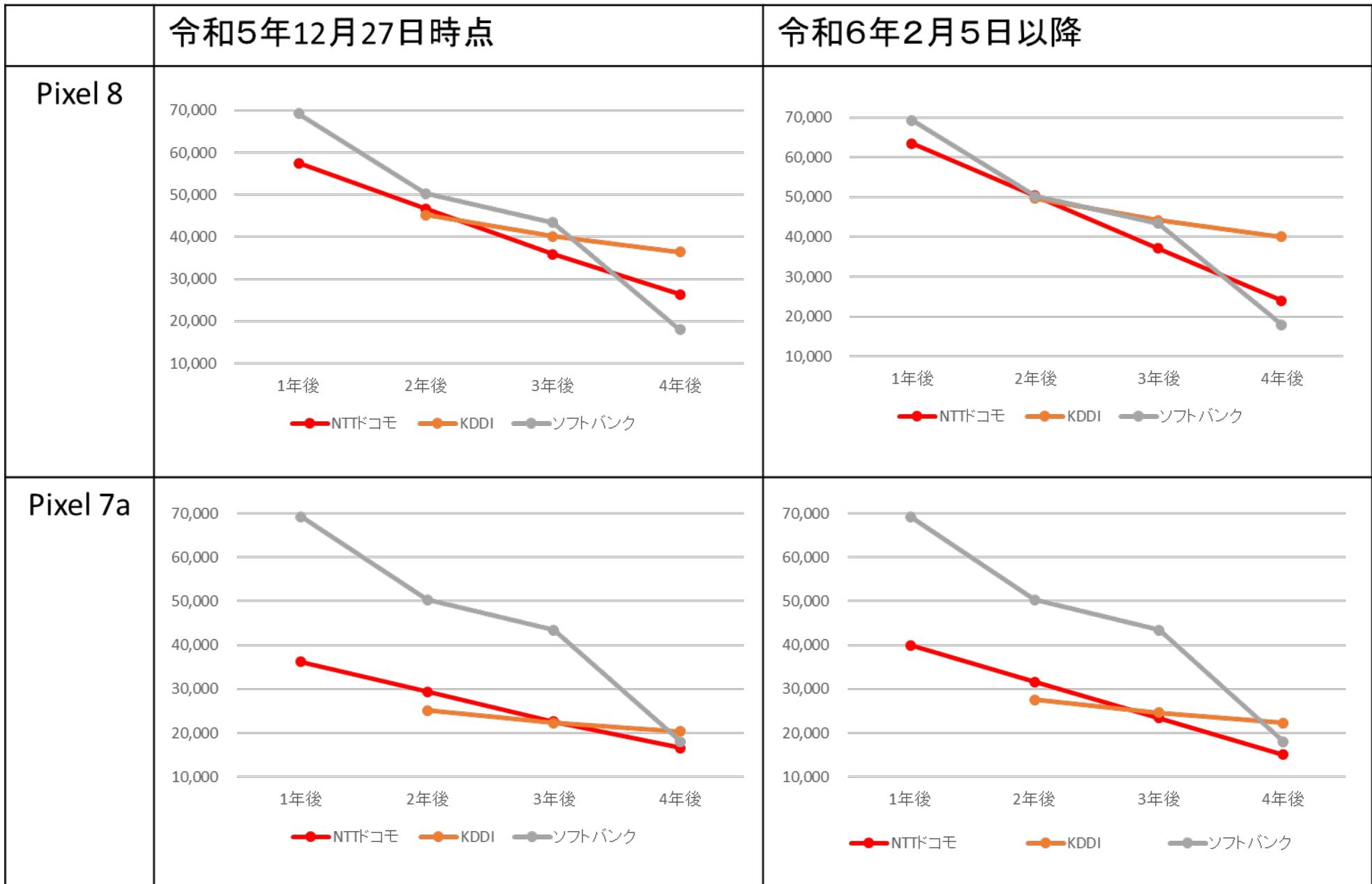
- ただし、その他考慮すべき事項に関し、今後必要なものが生じた場合は、総務省がその内容を事前に確認し、反映させることが適当か判断することが適当ではないか。

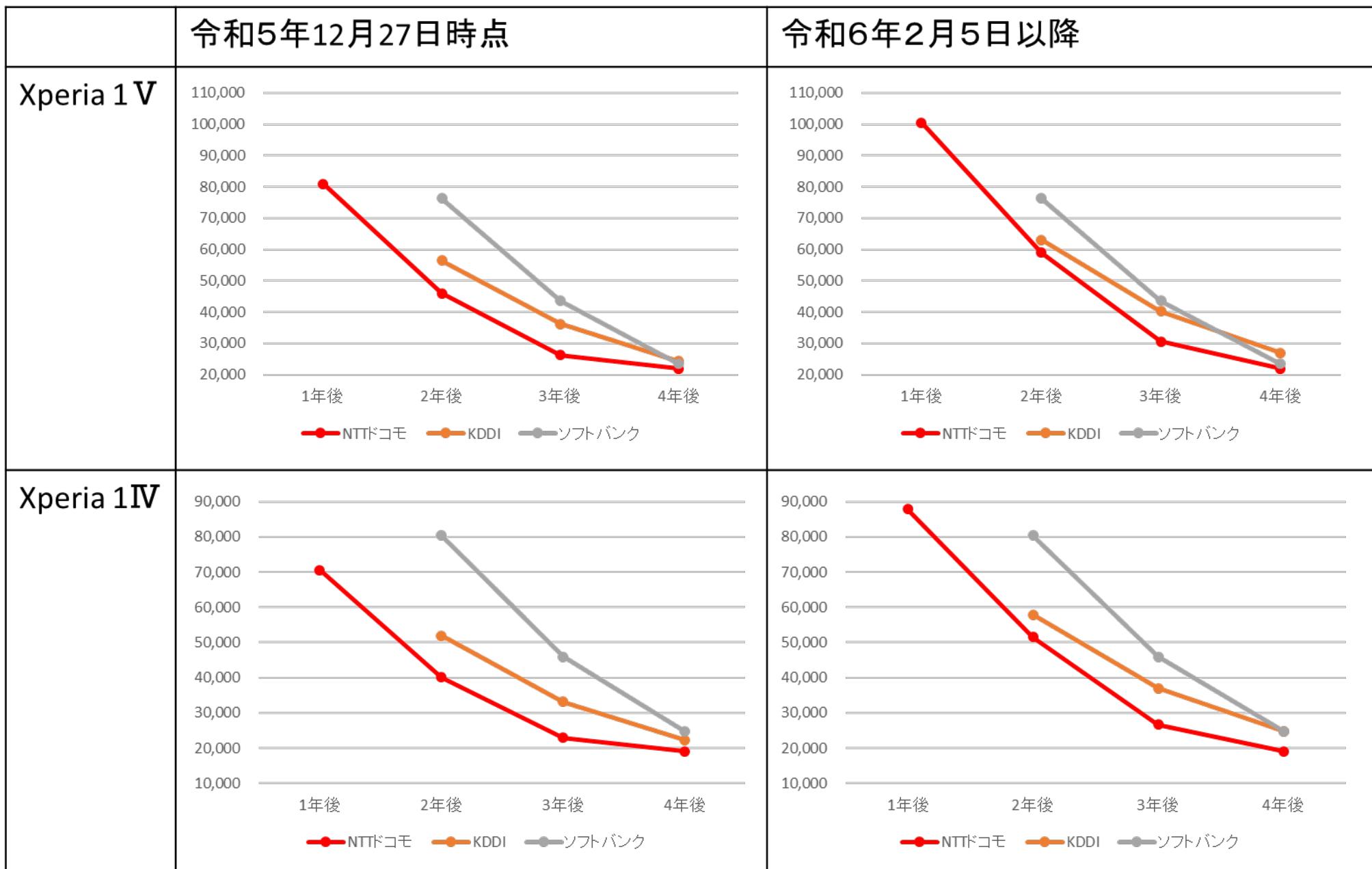
【その他】

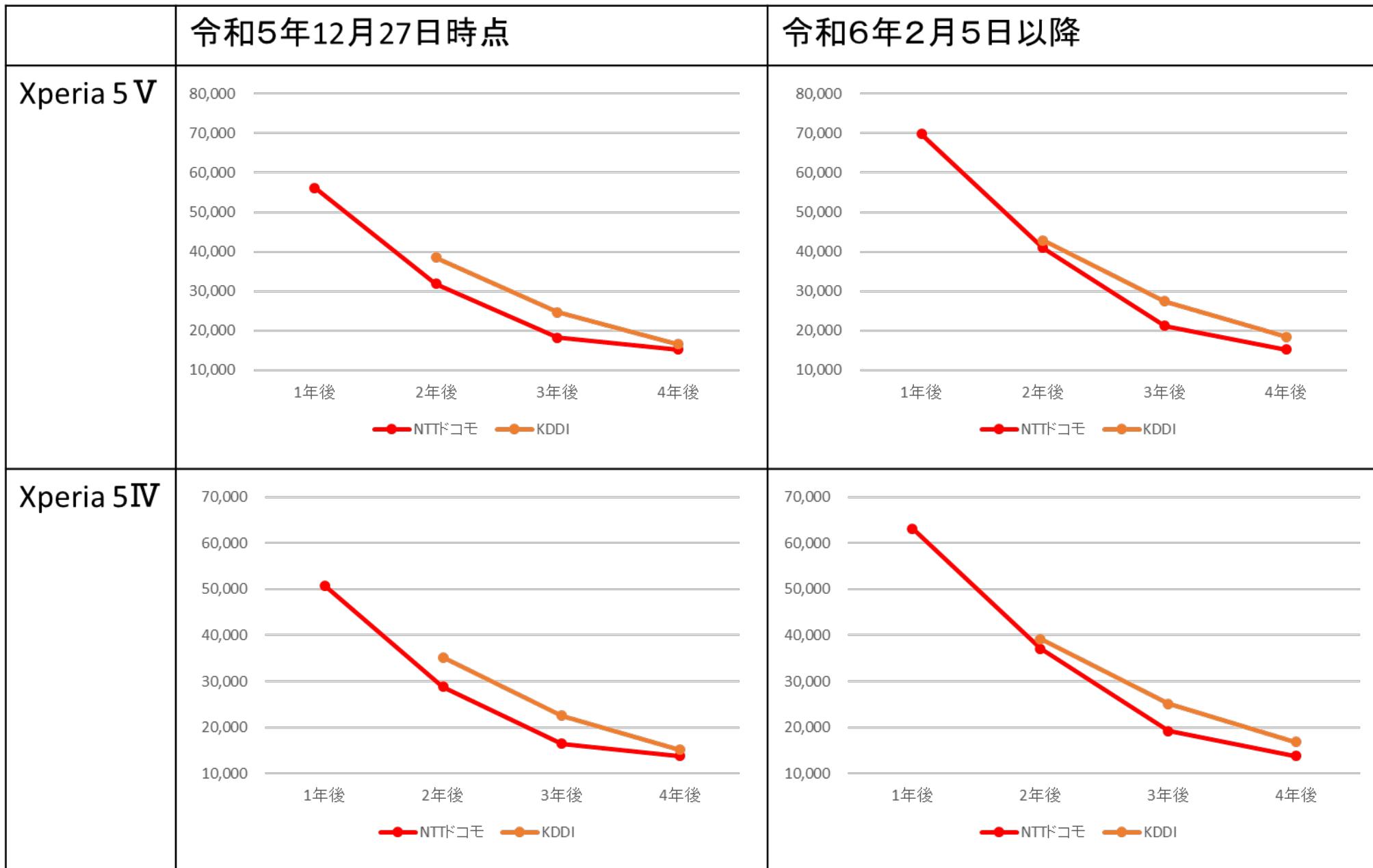
- 現在の運用では、予想価格の算出根拠については、事後提出となっているため、当該算出方法が適切であるかどうかを事前に確認することはできない運用となっているところ、端末購入プログラムの予想価格が適切に算出されることが重要であることを踏まえれば、今後、残価率の算出方法を事前に総務省に提出する運用に改めることが適当ではないか。
- また、残価率については、現状、どの程度の期間で更新するか特段のルールがないところ、最新の数値に隨時更新することが理想ではあるが、隨時更新の事業者負担も考慮し、少なくとも一定の期間ごと（例えば少なくとも1年ごと）に更新することとすることが適当ではないか。また、現在、各社は予想価格を公表しているが、予想価格は販売価格によって変更することとなるため、今後は、残価率を公表することとしてはどうか。
- なお、引き続き、端末購入プログラムの各社の動向を注視し、算出方法の統一化に関して、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当ではないか。

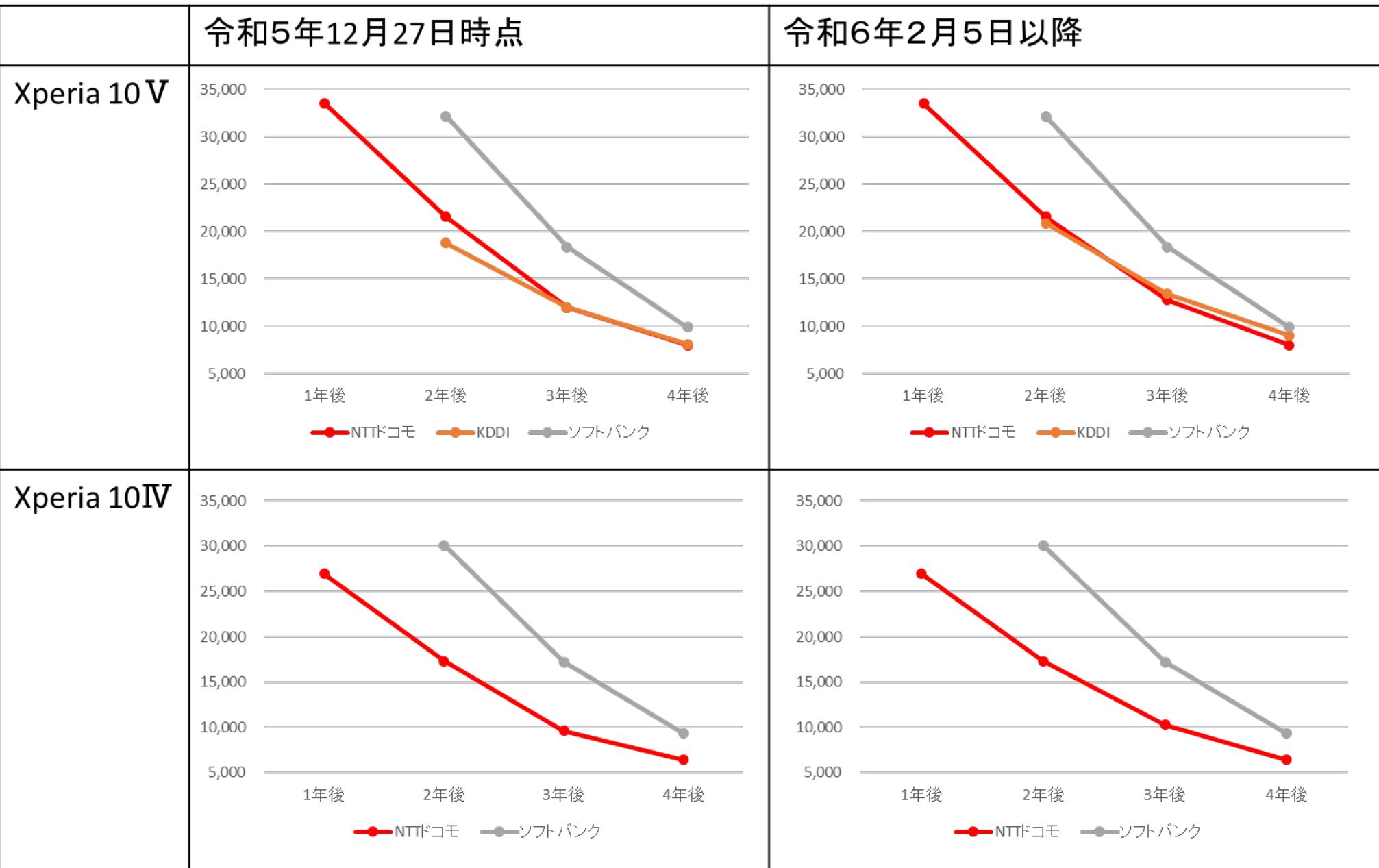


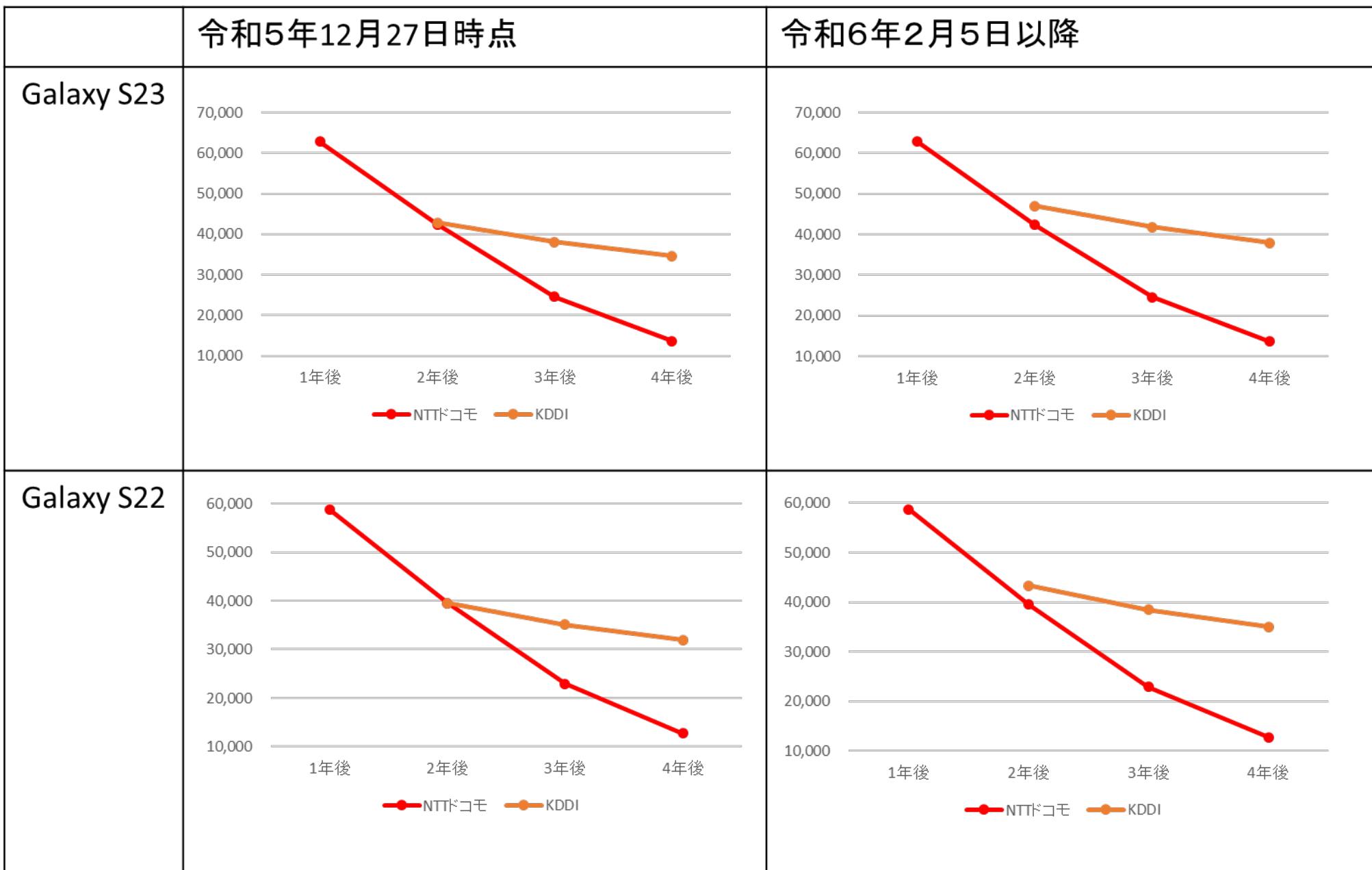


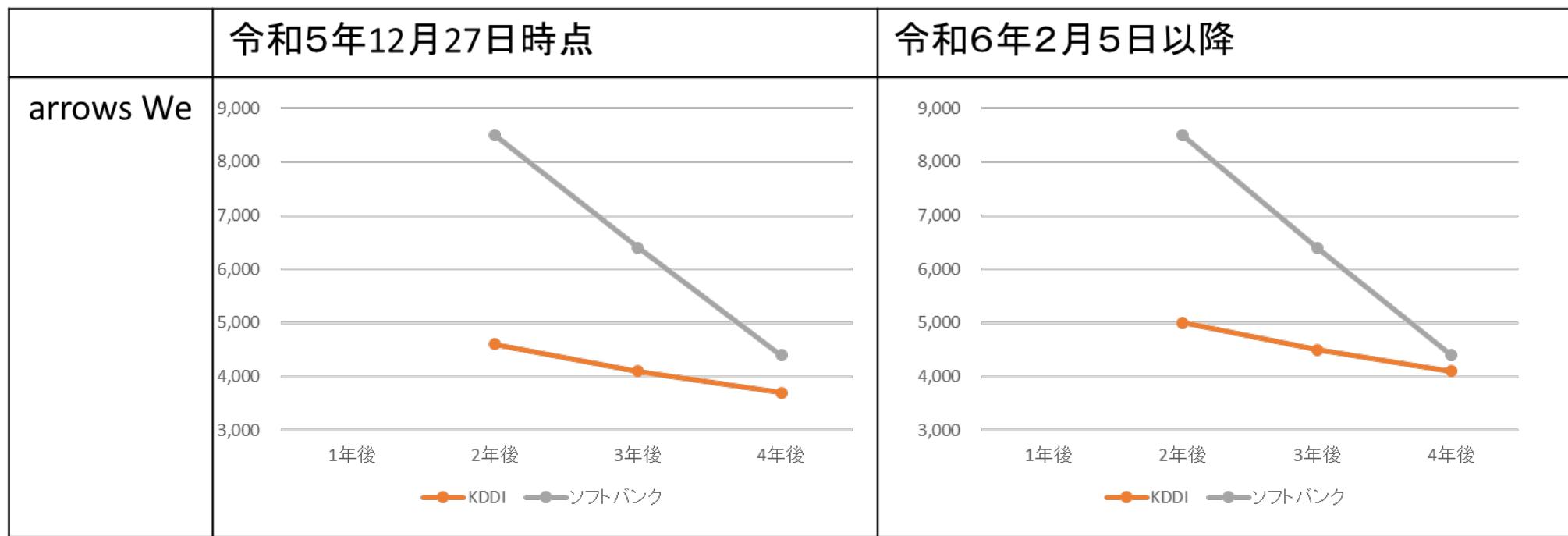












- MNO 3 者の端末販売台数のうち、端末サポートプログラム加入者への販売台数の割合は、改正事業法施行後、概ね40%台で推移してたが、この 1 年は50%を超えており、上昇傾向にある。

